

広島県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十年二月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中領家庄原線	庄原市総領町五箇字宮本一四一番一地从先から庄原市総領町五箇字横谷九三三番一地从先まで	平成二〇年一月三十一日